

## 役員等報酬および費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑠璃光会（以下「法人」という。）の役員および評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 法人の役員等が、理事会、監事会、評議員会またはその他の会議（以下「会議」という。）に出席するため、および理事長が認める法人用務に従事する際には報酬を支給する。

ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、1時間2,000円とする。

3 2項の報酬額は、法人の経営状況と法人本部の財務状況を勘案し、理事会が決定する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、会議等に出席するため、あるいは法人用務に従事するため費やした交通費は、その費用を弁償する。

2 役員等が研修に参加する場合には旅費日当を支給する。

3 費用弁償はるりこう園旅費規程による。

### (支給日)

第4条 役員等の報酬支給と費用弁償は、1年を2回に分け、上期（4月～9月）分を9月30日、下期（10月～3月）分を3月31日とし、支給日が銀行休業日の場合は前営業日に執行する。

### (改正)

第5条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

### 付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年4月1日 一部改定

平成20年4月1日 一部改定

平成26年4月1日 一部改定

平成27年7月1日 一部改定

平成28年4月1日 一部改定

平成28年12月24日 一部改定

平成29年6月24日 一部改定 評議員会による承認議決

令和4年4月1日 一部改定 評議員会による承認議決

社会福祉法第35条の35及び  
社会福祉法施行規則第2条の42による  
社会福祉法人瑠璃光会 役員等報酬支給基準

このことについて、社会福祉法人瑠璃光会（以下、法人という）が制定している「役員等報酬および費用弁償規程」は、次の支給基準によって定めている。

(1) 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ① 役員等の勤務とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員が法人経営にかかる会議や研修、用務に出席・参加すること、及び法人経営にかかる事務や渉外等用務を役員等の立場として執行もしくは準備等することをいう。この勤務は、その内容および時間帯の限定及び特徴から、非常勤的かつ臨時的に行うものである。
- ② 役員等のうち理事が法人の雇用する職員を兼務する場合があります、その場合はその者が常勤職員であろうと非常勤職員であろうと、法人が定める就業規則に則り給与等を支給されているので、ここで定める役員等報酬を受け取る対象からは除外する。

(2) 報酬等の金額の算定方法

- ① 役員等の報酬は、上記勤務にかかる実拘束時間を対象とし、勤務に就く前後の移動時間や準備時間を含むものではない。
- ② 1時間単位の報酬金額は、勤務に必要な労力や資質への弁償、補償あるいは対価ではなく、また、社会的経験や役職あるいは法人役員等の経験年数等を勘案しない。むしろ、法人の収入が障がい福祉サービス報酬と公的補助金・助成金および寄附金収入によっているため、この関連性から、役員等に期待される社会福祉事業への貢献とボランティア精神への「謝金」として位置づけると共に、通勤手当にみられるような勤務場所に通う便宜への弁償や補償等は行わないことをふまえ、金額をわかりやすい・きりの良い金額とする。
- ③ 以上を踏まえ、報酬金額は、国と滋賀県が定める最低賃金を上回る金額とするが、その2倍相当を基準とする。

(3) 支給の方法と形態

1年を上期（4～9月）と下期（10～3月）と分け、それぞれの期間分を期末に預金口座に振り込む。

【参考】

社会福祉法第35条の35 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。